

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N575
2019・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第13回

9条改憲の先取り―「防衛計画の大綱」の問題点……………小沢隆一

【新春特別企画】座談会 青法協の未来・夢〈第1回〉

即位・大嘗祭違憲訴訟 提訴―象徴天皇の権威からの解放……………井堀 哲

無実の死刑囚＝竹内景助さん―三鷹再審請求事件の開始決定に向けて……………高見澤昭治

ヴィーガンについて……………上田月子

2018年度第3回常任委員会(福岡)開催……………青法協弁学合同部会

□ 地元企画「再審事件と再審法改正の取り組み」……………田上普一

□ 岡口基一判事に対する戒告処分に対し、強く抗議する決議

【議長ひとくちトーク】個人レターの効用を！……………北村 栄

―何気ないつぶやきがリピーター・カンパを生み出す

山口県支部結成のご報告……………田畑元久

ロースクールの実情と法曹養成

人権問題とロースクール生……………福井俊之



千葉・富津

E-mail bengaku@seihokyo.jp

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第13回

9条改憲の先取り

—「防衛計画の大綱」の問題点—

東京 小沢 隆一（東京慈恵会医科大学教授）

安倍政権は、二〇一八年二月一日、新たな「防衛計画の大綱」（大綱）と「中期防衛力整備計画」（中期防）を閣議決定した。前回（二〇一三年二月）策定の「大綱」は、三年間の民主党政権のうち、二〇一二年に政権を奪還した安倍内閣が急ぎ作ったもので、二〇一五年四月の日米防衛協力の指針（ガイドライン）や、同年九月に強行制定された安保法制以前のものであった。今回の「大綱」と「中期防」は、こうした二〇一五年の「ガイドライン」——戦争法——体制を予算や装備面で具体化するものであり、九条改憲の先取りをより一層深刻化させるものである。その特徴と問題点をいくつか指摘してみたい。

◆ 安全保障概念の際限なき拡大と軍事への包摂

「大綱」は、冒頭の「策定の趣旨」で、次のように述べる。

「現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、極めて早いスピードで変化している。……宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大は、陸・海・空という従来の物理的な領域における対応を重視してきたこれまでの国家の安全保障の在り方を根本から変えようとしている」。

ここには、私たちの社会・経済生活を支える科学技術の発展とそれに伴うシステムの保持・保

全・保安の問題を、国家の軍事的安全保障問題と意図的に混然一体化させて、軍事開発の必要性に結びつけようという意図がうかがえる。平時の中に有事対応の発想を公然と持ち込んで、軍事態勢の充実の必要性を導く論法は、「平和国家」の理念とおよそかけ離れている。安倍政権誕生以来しばしば口にされている「積極的平和主義」なる言葉の本質を見る思いがする。この「論法」は、科学・技術の「デュアル・ユース」を口実にして大学の研究を軍事技術開発に取り込もうという安全保障技術研究推進制度（本紙五七二号二〇一八年九月の本欄清末論文参照）とも通底するところがあり、大学で研究・教育に携わる我々にとって、これらとの対抗は切実な課題である。

◆ もはや過去形とされた「専守防衛」

民主党政権時の二〇一〇年二月「大綱」での「動的防衛力」、二〇一三年「大綱」の「統合機動防衛力」、そして今回「大綱」の「多次元統合防衛力」と、言葉はあれこれと変えられても、いわゆる「専守防衛」の理念を踏まえて策定され、一九七六年の最初の「大綱」から二〇〇四年「大綱」まで維持されてきた「基盤的防衛力」構想の放棄を意味してきたことに違いはない。今回の「大綱」では、ついに「専守防衛」を過去形で語るところまでに行きついた（Ⅲ 我が国の防衛の基本方針）の冒頭

部分)。すぐ後に「今後とも、我が国は、こうした基本方針の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない」と言葉を添えるが、虚しく響くばかりである。

その一方で語られる次のような「多次元統合防衛力」からは、「専守防衛」の觀念の痕跡をうかがうことができない。

「宇宙、サイバー、電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力」

こうした防衛力概念からすれば、個別的自衛権と集団的自衛権の違いは著しく曖昧なものになるだろう。またそれを狙っているのではないかと思われる。より早期に平時から、また同盟国などとも協力して行うことを想定する「多次元統合防衛力」は、安保法制がとりあえず設定せざるを得なかった「集団的自衛権の全面的な行使はしない」という限界を容易に超えてしまうのではないかと危惧される。

◆ 大幅な軍拡メニュー、膨らむ軍事費

新聞各紙が報ずるように、今回の「大綱」の具現化である「中期防」の目玉は、「専守防衛」の範囲を大きくはみ出る装備の拡充とともに、アメリカ

カに対する「大盤振る舞い」ともいえる数々の兵器購入リストである。それは、次のように整理できよう。

①五年間(二〇一九～二〇二三年)で二兆四七〇億円程度を「用途とする」所要経費、②宇宙領域専門部隊、サイバー防衛部隊の新設、③護衛艦「いずも」型の改修、空母化、④陸上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」二基、⑤F35Aステルス戦闘機二七機(二〇一九年度、以下同じ)、F35Bステルス戦闘機一八機(最終的にAが一〇五機、Bが四二機の計一四七機)、⑥E2D早期警戒機九機、⑦KC46A空中給油機四機、⑧無人機グローバルホーク一機

二〇一五年「ガイドライン」と安保法制を画期とする日米の軍事一体化を具体的に装備面で強化することをめざした露骨な内容である。

◆ 「大綱」の実現を食い止め、安倍改憲NO！を

安保法制の制定時の「従来の政府見解は維持している」との政府答弁、この間の自民党の九条改憲案に関する「自衛隊の任務・権限はかわらない」などの安倍首相の弁など、実態とは「裏腹」の言を弄して九条改憲策動は進められてきた。それらがまったくの詭弁であることが、「大綱」や「中期防」の内容から明らかになっている。来る二〇一九

年通常国会では、予算審議などを通じて、この問題を徹底的に明らかにして、軍事国家化への道を止めることが重要である。

また、同時に、「大綱」の目指す先が九条改憲であること、改憲の企みを阻止し、「大綱」がねらう日米の軍事一体化を転換することこそ平和国家を名乗るにふさわしい道であることを旺盛に論じよう。青法協も加盟する改憲問題対策法律家六団体連絡会は、二月一日(月)にこの「大綱」と九条改憲の問題を扱う集会を現在企画中である。乞うご期待。

改憲問題対策法律家六団体連絡会主催

「自衛隊のリアル」

— 安倍九条改憲がもたらすもの —

日時 二月一日(月) 一七時半～二〇時半
場所 衆議院第一議員会館 大会議室(予定)
講師 柳澤協二氏(元内閣官房副長官補)
半田 滋氏(東京新聞論説兼編集委員)
杉谷 剛氏(東京新聞社会部長)

*会場が変更になる場合があります。

新春特別企画

座談会

青法協の未来・夢【第二回】

出席者

北村 栄会員（四四期・あいち）
 田村 優介会員（六七期・東京）
 磯部 たな会員（六七期・東京）
 菊地 智史会員（六九期・東京）
 長谷川 弥生会員（七〇期・東京）

自己紹介

○北村 議長の北村です。今日は皆さんお忙しいところ、集まっていたいてありがとうございます。私は四四期で、青法協には修習生のときに入りました。当時修習生の一割ぐらい、五〇〇人時代で五〇人ぐらいが入会していました。私自身はね、先輩方には結構学生運動をやったという人があるんだけど、それより少し後の世代でノンポリだったんです。でも小さいときから正義感がちよつと強いというか、弱い人の味方になりたいというのはあったんです。

ただ、司法試験には長く掛かった。合格後は、



北村栄会員

二年修習だったんですけど、麻雀ばかりやっていました。実務修習が一年四か月、京都修習だったので京都の四季折々の花と、三重の塔などの古い建物の写真を修習そっちのけで二万枚撮って、弁護修習では二〇〇枚を選んでアルバムにして、先生に修習の成果だと言って渡して驚かれました。

青法協

に入ったのは、弱い人の味方になりたいたいということがあったん

だけでも、やはりその頃から青法協の入会者が少なく、そういう少ない所に入ること自体が何かおかしいんだみたいな、多い所に行くのが当たり前なんだみたいな風潮があつて、それにちよつと対抗して、反発精神があつて入ったんです。でも結局、麻雀や写真を撮ってばかりしていたので、青法協の勉強会にはあまり行かなかつたんですが、弁護士になってからはこつこつと青法協の活動をするようになりました。

○田村 事務局長の田村です。新六三期、ロースクール二期生です。もともと文学部で社会心理学を勉強して、他学部ですが、社会問題、非正規雇用や過労自殺、そういうものに関心があつて、卒論も非正規雇用を選ぶ人はどういう心理の動き

で選んでいるのか、みたいなことを書いてました。ちようどロースクールができて他学部大歓迎ということで、弁護士になれば、直接、労働問題に関わる仕事ができるなと思って、大学院進学から方向転換してロースクールに入りました。

青法協を知ったのは試験会場でのビラ配りです。芦部憲法に青法協の話がチラッと出ているので名前は知っていたんですが、そのときの第一印象は「青法協って、まだあるんだ」と思ったという。

○長谷川 そうそう。私も同じです。

○田村 それで勉強会に行ってみたらとても楽しい雰囲気、でも真面目に人権の話とかをして、これいいじゃんということで、それからずっとしています。青法協に入ってやっぱり良かったのは、七月集会をやった全国の同期と今もつながりがあるという



田村優介会員

と。地方の裁判所の管轄になる事件とかも同期に電話してお願いできたり、いろいろ役に立つというのがいいなと思っています。

○磯部 六七期の弁護士の磯部と申します。パートナーズ法律事務所という、前議長の原の事務所

です。私も青法協は、後になって思うとビラ配りで見た気がするなという程度で。でもビラを配っていると怪しい感じがして、私は怪しいなというのが第一印象だったんです。うちの事務所は青法協に入ることを推進している



磯部たな会員

で、当然入ったという形になります。あと、マンスリー（東京支部のセミナー）などで事務所が会場になることもあり参加したり。

入って良かったのは、田村先生もおっしゃったように、いろんな所に知り合いができて、あと、弁護士と結構重なりもするので、何かあるときにお久しぶりという感じで会えたりとか。

○田村 なんてパートナーズに入っただけですか。

○磯部 家から近いからです。あとは渉外の仕事をやっていること。外国人の人権問題を私はすごくやりたかったのですが、事務所としての経営もちゃんとやりたかったんです。二つをやっている事務所ってほばないの。まあ家から近いというのが一番なんですけどね。

○田村 じゃあ、次は菊地さん。

○菊地 私は、六九期の菊地と申します。田舎の

高校を出まして、大学は文学部で小説を書いたりしてたので、法律の勉強は全くやったことがなく、受験は四回掛けりました。受験時代にプレ研修で杉並総合法律事務所の三浦佑哉先生にお世話になりました。ああ、格好いいなと思って、四回目で受かって青法協に入りました。今でも世界で一番格好いい弁護士は三浦先生です。余談ですけども、世界で一番教養があつて尊敬している弁護士は田村先生ということで、僕の中には二大巨頭がいます。

青法協に入った理由としては、そんな偶然の出会いで、特に市民運動をしていたわけではなく、活動家のような感じではなかった。入って良かったのは、一番うれいのは同期と会ったことですね。僕は同期がすごく好きで、たまに、同期が事故に遭ったらどうしようとか考えると悲しくなる。なので、同期を早く結婚させよう。パートナーがいれば、いざ事故に遭ってもパートナーの人に助けてもらえるのでいいんじゃないかと。

○磯部 我が社じゃないですか（磯部さんの活動については後述）。

○菊地 そうなんです。そんな大好きな同期と出会えたのが一番うれしかったことです。

○長谷川 七〇期の長谷川と言います。私も大学は文学部を出て。

○田村 今日はなんと過半数が文学部だ。

○長谷川 ロシア文学を出たんですけども、全く就職には役に立たない学部で、普通に仕事をしてたんです。その中で労働組合の専従をやったり、あるいは議員秘書をやったりという経歴があります。そういう経歴もあって、少し自分で専門性を付けて法律を勉強して、専門的に社会問題に当たりたいと考えたのでロースクールに進学しました。私も全然法律をやったことがなかったのと、もともと真面目に勉強する人じゃないので、やっぱり四回目に合格して。

合格したんですけど、全然就職のことは考えてなくて、どうしようかなと思ってパートナーに聞いたら、知り合いに、四団体の合格祝賀会（合格者向けに毎年、自由法曹団・日本民主法律家協会・日本労働弁護団、当部会の四団体合同で、合格祝賀会・事務所説明会を開催している）を教えてもらって。それで調べたら、四団体の中に青法協が入っていたと。私も「青法協、まだあったの」と。歴史上の存在ではなかったんだなと思って、青法協のホームページをみて、「ブレ研修」をやっている、行ってみよう。ブレ研修や事務所訪問兼勉強会に行き、とってもいいなと思って。というのは、私、ロースクールが学習院なんですけど、全然社会問題やる人がいなかったの。私は、弁護士を目指す人はみんな社会問題をやるもんだと思ってたんで、拍子抜けみたいところがあった

んですけど、青法協では社会問題やりたいう人がいたので、少し安心したというか、すごく居心地が良かったなというのを覚えてます。

あと、青法協に入ってから一番良かったのは、私は今の事務所がとっても好きで、就職につながったことが良かったかなと思っています。

■ ロースクールの現状と今後の希望

○田村 そうなんです。ロースクールで社会問題やりたい、人権やりたいという人は少ないですよ。普通に学生生活をしてたら、ほとんどつながれない。そういう人とながる手立てが欲しい。僕もロースクールを出るまで青法協にはつながれなかったんです。

○北村 それも一番大事な問題で今後どうするかと去年ぐらいから執行部で議論しています。

「社会問題に対して」と言うの大げさだけど、みんな法律家を目指す最初の時点では何かしら「思い」を持つてじゃない。ところが、ロースクールに行くと、あんまりそういう人に出会わない。

まず人への「共感」というのは、余裕がないといけないじゃない、経済的にも時間的にも。そうだったこと（経済面の心配）から、いわゆる企業法務のほうに目が向いている人が多かったり。

ロースクール生同士でもそういう話をしている

うちに企業法務に行っちゃったり。弱い人の立場で少し何かやるとか、こういう弁護士になりたいと思う弁護士が、あんまり目の前になくて、それでローを出て、人権課題に取り組むような事務所へ行こうと思ったとしても、そもそもそんな事務所を全然知らないという話もあったよ。これは何とかしなくちゃいけないだろうというのが、結構最近大きな問題としてあるんです。

○菊地 最近、北村先生や原先生が、そういう問題意識ですごく引張ってくださるのを、僕はすごく頼もしく見てるところです。やっぱり集団としての魅



菊地智史会員

力だった
り、弁護
士として
の魅力
たいな
ものがない

と。人権問題をやって一生懸命、社会に貢献してるといふことと、ちゃんと経営を成功させて、バリバリお金も稼いでるといふ格好良さみたいなものがあるといふ。

○田村 じゃあ、今の流れから未来、希望、夢というところにつなげると、やっぱりロースクール生とかがみんな青法協を知って、いっぱい人がいてワイワイやってみるみたいな未来があるといい

ですよね。青法協の最盛期って、修習生の半分くらいが入っていたんですね？ またそういう時代が来たらいいですね。

○長谷川 その頃って多分、弁護士イコール人権活動みたいところであつたと思うんです。私、修習のときに一番びっくりしたのは、同期と話して



長谷川弥生会員

ていて、人権派弁護士って左寄りのイメージだよ。でも、その

れがいいイメージではなくて、一部の変な人たちみたいに言つて。人権っていうのは誰にでもあるもので、それを守る活動することがどうして偏見で捉えられるのか。何か人権活動すること自体がおかしいことだみたいなのが、若い人にはあるような気がします。

○田村 僕も修習が始まって二、三日目に、前に座つた人が「俺、自分の人権にしか関心ないから」と言つて、周りがみんな結構笑つていう。

○長谷川 えっ、笑う？ 引くではなく。

○菊地 世間からどうしてそう思われるのか、結構真面目に考えなきゃいけないと思うんです。そこで世間のほうがおかしい、間違つてるっていう

風に言っちゃうと全く世間に浸透できなくなっちゃう。右の人の陰謀論みたいにしゃうのではなくて、恐らく原因はこちら側にあるという仮定の上で考えないといけない問題かなと思います。

○田村 格好いい見せ方ですね、菊地君がいつも言つてる。僕もそれにすごく賛同するんです。

○磯部 よく話しているのですが、もっといろんな事務所が入りやすい関わり方っていうのはいろいろあると思つていて、もっと緩やかな団体でもいいのかなと思つていて。

■活動とプライベートの両立

○田村 では磯部さん、いわゆる青法協っぽくない活動に一步踏み出した話をしてもらえますか。

○磯部 青法協っぽくないですか？ 私(の活動)は、私、結婚相談所の「マリープ」っていう会社を立ち上げて。「マリープ」は結婚、「ビリープ」は信じるで、結婚を信じるという意味です。私は修習のときから同期同士をくつつけてたことから、会社を親友の弁護士と立ち上げてやっています。

生き方にはいろんな選択肢がありますけど、やっぱり人と深く関わり合うってすごく大事だと思つていて。人権活動バリバリやって、それに集中するのはいいんですけど、やっぱり家に帰ったときに「お帰り」とか、味方になってくれる人がい

るっていうのは大事。そして、弁護士は健康リスクも非常に高いので、何か病気になつても支えてくれる家族がいるというのは、すごく大事だと思う。あと、安倍政権に反対して少子化対策というので結婚相談所をやっています。

○長谷川 対象は弁護士だけなんですか。

○磯部 一般の人も対象で。裁判官の友達も会員になつたりしているんです。私、毎年一つは新しいことをやろうって決めていて。入所一年目は区とコラボした無料相談会を、女性だけの士業の相談会を始めて。今年はこれです。

○菊地 そういうことを考える人がいてくれて、うれしいなと私は思つたんです。人権寄りの弁護士ってすごく真面目な人がいるので、そういう人にプライベートの充実って、すごく大事だと思つています。これは僕個人の信念なんですけれども、人権派弁護士は、民衆がいる所には必ずいなければならぬ。例えば、キャバクラやバブのような場所にも働き手やお客という形で民衆はいる。

民衆がいる以上、人権派弁護士は一度は行つて、現状を見ておくのがよいと思います。その観点から言つて、やっぱり真面目に勉強だけして人権課題に取り組んで、プライベートは全くない、みたくいになつてしまつと、人権派弁護士としては少しまずいのではないかとという危機感を持っています。そういう意味で素晴らしいかと、本当に尊敬して

おります。

○磯部 あら、そんなにお褒めいただいてありがとうございます。

○磯部 大体男性弁護士は三年で決まりますから。ただ、女性にはシビアな世界です。

○長谷川 三年で決まらない人っていうのは？

○磯部 ちょっと消極的な方。

○長谷川 でもね、みんながみんな結婚したいわけじゃないから。

○磯部 そう。そこは全然強要はしてなくて。ただ、人と深く付き合っていくのはいいことだよっていう。機会を提供したいな。あと、会員になってくれた人に「弁護士団、どう？」って誘ったから入ってくれたこともある。

○北村 人に関わるということは、非常に大事なことだよ。関わることからいろいろなことが始まっていくし、いろんなつながりが出てくるよね。

■青法協の「イメージ」？

○長谷川 法科大学院生部会っていうのは、どういう人たちがやってるんですか。

○田村 入り方はいろいろですけど、弁護士からつながりができることもあります。あと、法律系サークルとかでつながる人もいます。□コミとか、Twitterを見てという人も最近はいいます。

○菊地 四団体法律事務所説明会も、ネットで見てという人が三人位いたんですよ。

○田村 「ジュリナビ」だね（注：二〇一八年の四団体法律事務所説明会については、試験的に修習生向け情報サイト「ジュリナビ」に有料での情報掲載を行った）。

○長谷川 それで言うと、採用と青法協への勧誘って似たような色彩があると思うんです。日弁連の「ひまわり求人求職ナビ」に載せたんですが、人権に全く関心のない人から結構応募があつて。それをいいと見るのか、それとも結局、そういう人が応募してきてもマッチしないから、無駄なコストって見るのかっていう。

○磯部 私も公募なんです。「ひまわり」を見て。入って良かったなと思ってます。ただそれは各事務所の方針ですよ。

○田村 青法協の設立趣意を改めて読みますと、「平和」と「民主主義」。それいいじゃんというぐらいで、別にみんなに入ってもらっていいと思うんです。

○菊地 僕も田村先生と同じ考えです。数っていうのはもう一つの力なんで、数がなくコアな人間だけで少数精鋭でいくっていうのは絶対に負ける闘いになります。尖鋭化しておかしなことをやっちゃう危険も当然出てくると思いますので。

○磯部 そうですね、多様性ですごく重要だと

私は思うんですよ。だって多様性がないと、人権活動なんてできないはずですよ。

○長谷川 そういう意味で言うと、均質な感じできてしまったのが今なのかなと。多様性よりも話が合う、何となく均一な感じの人が揃うみたいな感じがあつたような気がします。

○田村 そうかもしれないです。でも、ここ最近が変わったんじゃないかと思えますけどね、これまで、青法協の弁護士で会社つくった人なんて、ほとんどいなかったですもんね。あとは菊地君の持論、いいなとすごく思う。若者の格好いいノリの新しい運動みたいなのをやろうみたいな。

○菊地 ありがとうございます。そう思ってます。日、結構おしゃれて来ました。

○磯部 おしゃれだなと思ってきました。

○長谷川 でも（紙面の）写真は白黒ですよ。

○菊地 ああ、カラーで撮ってほしかったです。シャツとネクタイの色がちゃんと合ってるんです。

○磯部 気付いてましたよ。

○長谷川 私は割と同期という話す方なんですけど、青法協に入っていない人たちが知り合いが多い感じなんです。でも、その人たちに実は青法協に入っていることをカミングアウトできていないんです。

○磯部 私も同期の友達はそのちが多いです。

○磯部 親は一瞬、最初は心配しました。色目で

見ちゃうっていうか、「本当に大丈夫なの」って。

○菊地 僕も親に一回、「弾圧されちゃうんじゃないの」みたいな話を。

○田村 弾圧っていう言葉を知ってる時点で（笑）。

○菊地 やっぱ左派系の市民運動や、団体に対する偏見があると思うんですよ、それは歴然として。

○長谷川 偏見がなくなれば、もつとつながりもできるし、いろんな活動もできるからいいことがいっぱいあると思うんですね、青法協って。でも、やっぱり近寄り難いとかいうのがあるから、そういう印象を拭いていけるような将来が開けるといかなと思います。

○菊地 なんで近寄り難いのかよく分からないところがある。青法協に入る人が半数だった時代の方々は、なんで近寄り難いんだろうというところが分かりづらいと思うので。例えば修習生に、聞いてみたいですよ「なんで青法協って怖いとか気持ち悪いと思うてるの」と。

○磯部 気持ち悪いって言っちゃ。

○北村 それは僕、イメージだけだと思うよ。

要は、今は多数のほうに行くのが常識、当たり前で、中身を見ずに、人数が少ないということ自体ちょっとおかしいんだというかさ、そういう感覚が問題なんじゃないかと。

○菊地 どちらかと言うと、七〇年代以降の市民

運動史みたいところからよく考えてみると、左派に対する偏見のようなものの根本的な原因は解き明かせないんじゃないかなと思って、最近いろいろ本を読んで研究しているんです。

○北村 今の修習生やロー生が、どこまで考えて敬遠してるかどうかっていうことなだけだよ。

○菊地 やっぱ雰囲気だと思うんです。それも、我々が醸し出してる雰囲気と言うよりは、世間一般の雰囲気だと思うんですよ。そこは北村先生のおっしゃるとおりかなと。

○田村 明確に嫌悪してる人はいないかもね。ただ何となく、「怖いのでは？」程度の感じというか。

○菊地 やっぱその「何となく」が、どうやって形成されたかを考えるのが大事だと思います。

○北村 僕が腹立たしいのは、そういう人で裁判官とか検察官になりたいというのが結構いるわけよ。裁判官や検察官はさ、公平な立場で、つまり真つ白な立場で臨まなければいかん人。そういう者になろうという人が、最初の時点で自分できちんか考えずに、何か調べたわけではなく、「あそこはそういう所だから」とか言ってるね。

磯部さんの活動で僕が一番いいというのは、きちんとその人に向き合うじゃない。向き合って関係をちゃんとつくる。しっかりと関係をつくれればつくほど信頼感ができる。

○長谷川 全然人権を守る活動も知らなかったし

関心もなかったけど、偶然弁護士修習に割り振られた先が人権活動にも取り組む事務所で、良かったからそのまま就職する人もいるんですよ。だから樂觀もできないけど、実際にそうやって会って修習で二か月一緒に過ごすと、魅力も分かっただけで入会することもあると思うんですよ。だから小手先でちょっと明るい空気をつくってみたりとかやるよりも、真摯にやっていた方がいいんじゃないかなと私は思っているんです。

○田村 別に狭い意味での人権活動っぽい人権活動をしなきゃいけないわけでもなくて。

○磯部 普通の事件自体、私は人権活動だと思っ
ていて。労働事件とかだけが人権と言うのは、すごくおかしいと思っています。普通の一個の離婚事件だって、それで救われる人がすごくいっぱいいる。だから、弁護団こそが人権活動！ みたいなのは、何か狭い見方なんじゃないかなという感じはしています。

（次号へ続く）

即位・大嘗祭違憲訴訟 提訴

— 象徴天皇の権威からの解放 —

東京 井堀 あきら 哲

1 端緒

端緒は、明仁天皇が自ら退位する旨を表明した二〇一六年八月八日のビデオメッセージであった。これを受けて、国会にて天皇の退位等に関する皇室典範特別法（二〇一七年六月九日成立）が成立し、二〇一九年四月三〇日をもって現天皇が退位し、五月一日をもって浩宮現皇太子が新天皇に即位することが決まった。

その後「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会」などの合議体による議論を経て、即位の礼・大嘗祭関係諸儀式等（以下「本件諸儀式」という）が国費をもって執り行われることとなったものである。

2 提訴

これに対し、二〇一八年二月一〇日安倍参拝違憲訴訟の原告を中心とした市民二四一名が、国に対して、本件諸儀式への国費の支出差止め及び原告一人あたり一百万円の損害賠償を求めて、東京地裁に提訴した（「即位・大嘗祭違憲訴訟」）。当職は弁護団の一員である。

3 請求の原因の骨子

本件訴訟の請求の原因の骨子は、以下のとおりである。すなわち、①本件諸儀式が、政教分離原

則、国民主権原理に反し、かつ原告らの信教の自由、思想信条の自由を侵害するものであることを理由に、これら憲法に規定する原理原則及び人権規定に反した国費支出に対し、納税者基本権に基づいてその差し止めを求め、また②上記の憲法原理原則及び人権規定違反によって被った原告らの精神的苦痛に対して国家賠償請求を求めるものである。

ここでも、納税者基本権とは、自己の納付した租税が憲法の法規範原則に従って使用される限度でのみ納税義務を負うという主観的な利益ないし権利である。

4 諸儀式の内容について

差し止めの対象である本件諸儀式は、二〇一九年四月三〇日の退位の礼に始まり、即位の礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀（同年一月末頃）に終わる約三〇もの儀式行事等から構成されている。

(1) 即位の礼

このうち即位の礼の剣璽等承継の儀は、三種の神器（鏡、剣、玉）等を皇位の印として継承する儀式である（実施予定日二〇一九年五月一日）。

また、即位後朝見の儀は「御即位後初めて国民の代表に会われる儀式」として（同日）、即位礼正殿の儀は「御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式」として

(同一〇月二三日)、いずれも宮中にて実施予定のものである。これらの儀式においては、前記の三種の神器が置かれ、新天皇が天孫降臨神話に由来する「皇祖の霊座」(統治者の地位の象徴)である「高御座(たかみくら)」に登壇し、三権の長や国務大臣らを見下ろして即位を宣言し、万歳三唱を受ける儀式が行われる。

これらはいずれも国事行為として実施されるが、前記の儀式の態様に鑑みれば政教分離原則、国民主権原理に違反することは明白である。

(2) 大嘗祭

大嘗祭は「天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式」(政府見解)である。

皇祖とは天照大神から神武天皇までの日本神話上の神々であり、天神地祇も文字通り、日本神話における天の神々、地の神々である。

儀式に使う新穀(米)は、宮中で甲羅を焼く亀ト神事によって東西から斉田(悠紀田、主基田)が選定され、秋に稲穂が伐採される儀式(斉田抜穂の儀)を経て供出される。

しかも、一九億円(総額二七億円)もの国費を投じて新たに大嘗宮(悠紀殿、主基殿)を設置し、

黒木造の特殊な建物が三〇棟余り建てられることが予想される。

大嘗祭は宮中祭祀の色彩が強いという理由で国事行為としては行われないようであるが、これが神話イデオロギーに基づく前近代的な宗教儀式であって、(秋篠宮に指摘されるまでもなく)巨額の国費を支出することが政教分離原則違反として許されないことは明白である。

5 最後に(天皇の権威からの解放)

「西郷どん」より

大河ドラマ「西郷どん」では、尊皇攘夷から大政奉還、王政復古の大号令の過程で密勅(時に偽勅)が乱発され倒幕派(新政府)側が、天皇を政治的に取り込む状況が生々しく描かれていた。鳥羽伏見の戦いで当初劣勢であった政府軍が、笑福亭鶴瓶演じる岩倉具視らの画策で「錦の御旗」を作り上げて自陣に掲げた途端に、幕府軍が「朝敵」「賊軍」となって追い詰められるシーンは象徴的であった。

天皇家は、神話によって自らを権威付けて政治権力を確立させていった一族であり、ゆえに時の権力者に利用され或いはこれを利用して生き延びてきた。徳川幕府によってその政治的権能は封じ込められてきたものの、下級の公家・武士らが主導して成立させた明治政府の権威付けのため

に再び「神権天皇」「立憲君主」という形で復権し、しかもその権威は、地方巡幸や教育勅語・軍人勅諭等によって広く国民に浸透させられることになった。

太平洋戦争敗戦後に政治的権力は奪われたものの、象徴天皇という形で生き延び、今なお、法の下の平等や個人の尊厳原理では説明の出来ない特別な権威として厳然と存在している。むしろ、天皇だけがなし得る国事行為や「公的行為」が繰り返されることによって、その権威は高まっているとも言えよう。殆どの国民が、象徴天皇を「特別な人」と認識し、被災地慰問、戦地巡礼を行う姿に感動・感銘するのはその証左である。私たちは、天皇の権威に服し、崇拜意識から脱しきれない「囚われたる民衆」なのかもしれない。(田中伸尚・「生前退位」をめぐる断想・『法と民主主義』五一六号参照)

そして、その権威の根源は、かつて天皇が自らの政治的権力の拠り所とした神話イデオロギーなのである。即位・大嘗祭違憲訴訟は、かかる神権天皇制の神話イデオロギーから、私たち国民を解放しつつ戦いでもある。

無実の死刑囚Ⅱ 竹内景助さん

——三鷹再審請求事件の開始決定に向けて

東京 高見澤昭治

一 三鷹事件の特徴と時代状況

一九四九年七月二五日に三鷹駅の電車区構内に停留していた無人電車が暴走し、駅構内を歩いていた六名が死亡、十数名が重軽傷を負った三鷹事件から、間もなく七〇年を迎えようとしている。

その後、三鷹事件とその前後に発生した下山、松川事件をテコにしたかのように、占領政策が転換され、大量の人員整理やレッドバージが行われ、翌年、朝鮮戦争に米軍が出兵した。

そうした状況の中、ただ一人、非共産党であった竹内景助さんも逮捕されたが、厳しい取調べにもかかわらず、一九日間、事件との関わりを否定し続けた。ところが、起訴直前に、共産党員らと共同犯行だとされると、死刑判決を免れないと

考えて、自分一人が先頭車両の運転台に乗り込んで、電車を暴走させた単独犯行であると「自白」し、結局、外の九名と一緒に、共同正犯だとして起訴された。

二 確定審の経過と第一次再審請求

東京地裁は、共同謀議・共同正犯で逮捕、起訴された共産党員九名については「空中楼阁」だとして無罪を言渡したが、途中で無実を主張したにもかかわらず、竹内さんについては無期懲役とした。証拠としては竹内さんの自白と、現場近くで竹内さんを見たという一人の目撃供述だけであった。

東京高裁は他の被告の控訴を棄却したものの、竹内さんに対して事実調べを全くせずに、いきな

り死刑判決を下した。竹内さんは、高裁の死刑判決で、死刑を免れるために虚偽の単独犯行を申立てたことの間違いに気づき、無実だとする上告趣意書を提出した。しかし、最高裁は、八対七の僅差で上告を棄却した。

竹内さんは判決に納得できず、再審請求を申立て、文字通り、懸命になって詳細な再審申立理由補足書や上申書を提出したが、申立から一〇年近く放置され、一九六七年一月一八日に四五歳で死亡してしまった。死因は「脳腫瘍」と診断された。

三 第二次再審申立に至る経過

竹内さんが死亡した後も、妻の政さんはじめ、三鷹事件についての運動は続いていたが、なぜか死後再審が申立てられることなく、一九八四年に

は政さんも亡くなられてしまった。

それからも三鷹事件を忘れないための集会は続けられていたようであるが、私は新聞で報道された竹内さんの死亡五九年目の集会に参加し、なぜこのような重大な冤罪事件が放置されているのか疑問を持ち、裁判記録などを徹底的に調べて、事件から六〇年目に、『無実の死刑囚 三鷹事件 竹内景助』(日本評論社刊)を出版した。

その後、竹内さんの長男から、自分が再審請求人となるので、父親の無念を晴らすために、何としても無罪を勝ち取って欲しいと依頼され、多くの再審事件で経験を積んでいる野嶋真人弁護士を主任弁護士とし、米倉勉、中村忠史、佃克彦と私の五人で弁護団を組み、二〇一二年二月一〇日に再審請求書を提出し、途中で若手の中野大仁弁護士も加わった。

四 再審開始決定に向けた取り組み

弁護団は、再審請求で、三鷹事件は単独で起こせるものではなく、複数の者が実行行為に関与していることを、さまざまな新証拠を踏まえて主張・立証した。その要点は、①二両目のパンダグラフも上がっていたこと、②最後尾の前照灯が点灯していたこと、③暴走した電車の先頭車両と最後尾車両の戸閉連動スイッチが「非連動」になっ

ていたこと、④最後尾車両の手ブレーキが緩められていたことである。

①については、脱線して電柱などに衝突したために上昇したものでなく、暴走前に二両目の運転室に入って操作する必要があることを、交通工学会が専門の曽根悟東大名誉教授の鑑定書を新証拠として提出した。また②③④については、最後尾車両に入って操作する必要があることを、「運転取扱心得」や、当時の実態に詳しい元運転士の意見書等を提出し、論証した。

また、唯一の情況証拠とされる目撃供述についても、現場に類似した状況の下で、実際に目撃が可能かどうか実験した結果、それがほとんど不可能であることについて、心理学の専門家である巖島行雄日大教授の鑑定書を提出した。

告白については、客観的な事実との矛盾や、供述の変遷を徹底的に指摘し、信用性が全く存在しないことを論証した。さらに、新たに開示された証拠によって、竹内さんは事件発生時に自宅にいたという、新たなアリバイが立証された。

五 再審開始決定に対する期待

三鷹再審請求事件は、東京高裁第四刑事部に係属し、これまで二五回の三者協議を重ね、この間、請求人側から、再審理由補充書や証拠開示

命令申立書を多数回にわたって提出し、検察官から、その都度、反論と反証がなされた。

裁判所の姿勢は初めから相当に積極的で、例えば「上記証拠開示命令申立書の別紙目録、四、九、一ないし一四について開示を勧告する。検察官は、その論理的立場はともかくとして、柔軟に対応されたい」(裁判所書記官作成「打合せメモ」)と促したこともあり、この間、検察側から相当数の証拠が開示された。

そうした記録を精査したものと思われるが、二〇一七年末に大阪高裁から移動してきた後藤真理子裁判長から、申立からすでに七年が経過しており、双方とも主張・立証は尽くされたと思うので、決定を出す段階ではないかとの判断が示された。

そして、裁判所の要求に従って、昨年(二〇一八年)九月末に、弁護人から纏めの補充意見書と請求人の意見書を提出したところ、一月末に検察側がさらに詳細な反論の意見書が提出されたので、昨年末に最後の補充意見書を提出した。請求人の体調のこともあり、出来るだけ早くに、遅くとも今年度中に開始決定が下されることを切望しているところである。

ヴィーガンについて

埼玉 上田 月子

1 私がヴィーガンになったわけ

私はもともと食べ物の好き嫌いはなく、出されたものがどのような原材料でできているかなど考えずに何でも食べていました。しかし、二五年くらい前から、外食を除いて肉を食べなくなり(ジヤパニーズベジタリアン)、二〇年くらい前から完全に肉を食べなくなりました(ベスコベジタリアン)。肉を食べることは牛や豚、羊や鳥などを殺すことだと思ふようになり、肉を食べることの罪悪感が肉を食べたいという気持ちを超えたからです。しかし、ミスシーフードと異名を取るくらい魚介類が好きだった私は、魚介類は痛みを感じないという説を言い訳に、一五年前くらいまで魚介類は食べていました。しかし、うなぎが目打ちで頭をまな板に固定されて捌かれるのや、生きている海老が熱湯の入った鍋の底に箸で押さえつけられるのを見たり、鮭は釣り上げられる時に悲鳴をあげるといふ話を聞くうちに、魚介類も本当は痛みや恐怖を感じているのではないかと疑問を持つようになり、食べるのをやめました(ラクト・オボ・ベジタリアン。通常、ベジタリアンというとこれ)。

しかし、卵かけご飯は美味しいし、牛乳は毎日飲んでいたし、チーズやバターも大量に消費していた私は、これらを食べなくなることは無理だ

と思っていました。卵は、オスのひよこは生まれてすぐゴミ箱に捨てられ、メスのひよこのくちばしは神経が通っているのに焼き切れられ、大きくなくても靴箱のような狭い空間に閉じ込められて羽を伸ばすこともできず、二四時間電灯を浴びせられて日中と錯覚させられて、自然な状態では毎日産まない卵を毎日産ませられて生産されていること、牛乳は、オスの乳牛は肉にされ、メスは仔牛を産まないと乳が出ないので、人工的に妊娠出産を繰り返されて生産されていることを知ってはいたのですが、食べるために殺す訳ではないから目をつぶろうと、卵や乳製品は食べていました。ところが、ピーター・コックスというイギリス人が書いた、『ぼくが肉を食べないわけ』という本を読んだ、動物と食に関して私と同じ考えの人がいるということを知りました。どのような食事にも動物性食品が使われている日本社会では卵や乳製品も食べないベジタリアン(ヴィーガン)になることは無理だということを言い訳にして来たのですが、イギリスで実践している人がいるということ、日本でもやればできるかもしれないので、とにかくやってみようと思いました。それから二年半が経ちました。

2 ヴィーガンになって分かったこと

家で食事する分には、ヴィーガン用食品がいろ

いろいろあるので、他の人たちと変わらないメニューを食べることが出来、問題はないのですが(ラーメンもカレーもうなぎもチーズもハンバーグも魚も何でもある)、外食の際に、マイノリティーの気持ちがかかるようになりました。そして、マイノリティーの気持ちに寄り添おうとする人と、無視しようとする人の違いが実感として分かるようになりました。日本では、多少の好き嫌いやアレルギーはあっても、基本的にみんな何でも食べると思われています。飲食店は原材料を客に聞かれるとは思っておらず、一緒に食事に行った人も、メンバーの中に、逐一料理に何が入っているかを聞かないと注文できない人がいるとは思っていません。私も何でも食べていた頃は、同じでした。

ヴィーガンメニューがあるお店もあるのですが、大半はそうではありません。予め予約して行く場合は、八割方の飲食店がヴィーガン対応の特別料理を出してくれます。問題は突然行く場合で、肉、魚介類、卵、乳製品を食べられないということとを説明すると大抵驚かれ、「聞いてまいります」と一旦引つ込まれます。そして、大抵アレルギーだと思われ、「メニューにアレルギー表示があるのでご覧になってください」とか、「ほとんどのメニューにお客様が食べられないものが入っており、調理の過程でも混入する可能性がありますので」と注文を諦めさせようとします。私は慣れているので、「アレルギー表示だけでは分かりません」「メニューを少し変えていただくことはできませんか。アレルギーではないので、調理の過程での混入可能性まで考えなくて良いです」などと言って、まず、「枝豆」をたのみます。次に、「野菜やきのこ、豆腐だけのサラダで、ドレッシングの代わりにレモンとオリブオイル、塩、胡椒をいただけませんか」とか、「湯葉や豆腐や油揚げの鰹節抜き」などと言うと対応してくれる場合が多いです。うどん、蕎麦のつゆなしの状態は大丈夫なので、生醤油や塩で食べることもできます。パスタや本場のカレーも大丈夫なものがあります。

飲食店は自分がおいしいと思うものを作り、客に提供するわけだから、レシピを変えないと食べられない客を断ることも仕方がないとも思えます。しかし、人権に敏感なはずの弁護士会からの対応拒否には驚きました。まず、修習生の時に東京のとある弁護士会に配属になったのですが、ある日弁護士会館に呼び出され、「あなたはこれから周りに気を使って生きて行ってください。懇親会に来るのも来ないのも自由ですが、来るのなら、食事に注文をつけないでください。今後は、ベジタリアンも糖尿病も特別扱いはできません」と、今までのような特別な配慮はできないと言われました。これは一〇年前の出来事なので、諦めがつくとして、昨年、日弁連の懇親会でヴィーガ

ン対応を断られたのは衝撃でした。会場は、今ではヴィーガンメニューを全てのレストランで常備しているヨコハマグランディンターコンチネンタルホテルだったので、一言言えば対応してくれたはずなのに、日弁連は「まず会議にかけます」と言い、結果の報告がないので問い合わせると、「ホテルとの関係もあるので対応はできません」とのことでした。結局、たったひとりのためにホテルと交渉したくないということだと思えます。

会員の
みなさまへ

青法協メンバーリスト への登録を呼びかけます

青法協メンバーリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

青年法律家協会弁学会合同部会第三回常任委員会◎決議

岡口基一判事に対する戒告処分に対し、

強く抗議する決議

1 最高裁判所大法廷は、二〇一八年一月十七日、東京高等裁判所が申し立てた(以下「本件申立て」という。)、岡口基一東京高等裁判所判事(以下「岡口判事」という。))を被申立人とする分限裁判において、岡口判事を戒告するとの決定(以下「本件決定」という。))を下した。

本件申立ての理由は、岡口判事が、二〇一八年五月十七日、ツイッターの自己のアカウントにおいて、東京高等裁判所で控訴審判決が出されて確定した自己の担当外の事件である犬の返還請求等に関する民事訴訟についての報道記事を閲覧することができるウェブサイトにアクセスすることができるとするとともに、「公園に放置された犬を保護し育てていたら、三か月くらい経って、もとの飼い主が名乗り出てきて、『返して下さい』『え? あなた? この犬を捨てたんでしょ? 三か月も放置しておきながら……』『裁判の結果は……』との文言を記載した投稿(以下「本件ツイート」という。))をして、上記訴訟を提起して犬の返還請求が認められた当事者の感情を傷つけたことが、裁判所法四九条に違反するものである。なお、審理の中で、争点

は、岡口判事の行為が、裁判所法四九条における「品位を辱める行状」に当たるか否かに絞られた。

2 本件決定は、裁判所法四九条にいう「品位を辱める行状」とは、職務上の行為であると、純然たる私的行為であるとを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、又は裁判の公正を疑わせるような言動をいうものと解するのが相当である」とした。

そのうえで、本件ツイートは、「一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方とを基準とすれば、そのような訴訟を上記飼い主が提起すること自体が不当であると被申立人が考えていることを示すものと受け止めざるを得ないものである」と認定したうえで、「そうすると、被申立人は、裁判官の職にあることが広く知られている状況の下で、判決が確定した担当外の民事訴訟事件に関し、その内容を十分に検討した形跡を示さず、表面的な情報のみを掲げて、私人である当該訴訟の原告が訴えを提起したことが不当であるとする一方的な評価を不特定多数の閲覧者に公然と伝えたものといえる。被申立人のこのような行為は、裁判官が、その職務を行うに

ついて、表面的かつ一方的な情報や理解のみに基づき判断をもつて判断をするのではないかという疑念を国民に与えるとともに、上記原告が訴訟を提起したことを揶揄するものともとれるその表現振りともあいまって、裁判を受ける権利を保障された私人である上記原告の訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すことで、当該原告の感情を傷つけるものであり、裁判官に対する国民の信頼を損ね、また裁判の公正を疑わせるものでもあるといわざるを得ない。」「したがって、被申立人の行為は、裁判所法四九条にいう『品位を辱める行状』に当たるといべきである。」と判断した。

しかしながら、本件決定には、次の四点において、極めて重大な問題がある。

3 第一に、本件決定は、岡口判事の表現の自由を侵害するものである。

憲法二二条一項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と定め、国民に表現の自由を保障している。たとえ裁判官であっても、一市民である以上、憲法上の権利を有することは当然である。そのため、裁判官は、表現の自由を有する。

ツイッターによる投稿は、それが内心における精神作用を外部に顕出する精神活動であり、また、憲法二二条一項が「一切の表現の自由」を保障範囲に

含めていることからも、表現の自由として保障されているというべきである。

この点、本件決定は、前記判断の後に、なお書きとして、「被申立人の上記行為は、表現の自由として裁判官に許容される限度を逸脱したものといわざるを得ないものであって、これが懲戒の対象になることは明らかである。」として、本件ツイートが、あたかも表現の自由の埒外であるかのような判断を示している。これは、表現の自由の保障範囲を不当に狭く解するものであって許されない解釈である。

仮に、本件決定が本件ツイートも表現の自由の保障範囲に含まれると解しているとすれば、それを制限しうる根拠を、個別具体的に検討しなければならぬが、本件決定では、そのような検討はされていない。

さらに、本件決定では、裁判所法四九条における「品位を辱める行状」の判断基準が一応は示されているものの、そこでは、「裁判官に対する国民の信頼」や「裁判の公正」という極めて抽象的な保護法益が掲げられているうえに、本件ツイートが「品位を辱める行状」に当たるか否かの考慮要素ないし具体的基準すらも明らかにされていない。

結局のところ、本件決定は、憲法二条一項で保障される表現の自由を軽視し、何らの客観的基準に依拠することなく恣意的な判断をしているものといわざるを得ず、岡口判事の表現の自由を不当に侵害するとともに、ひいては裁判官の表現の自由を極めて制限する違憲決定である。

4 第二に、本件決定は、裁判官の独立にも脅威を与えるものである。

憲法七六条三項は、裁判官の職権行使の独立を保障している。この職権行使の独立には、他者から職権行使に対し指示・命令を受けないことはもちろんのこと、他者から事実上の干渉を受けないことも含まれる。

裁判官の私生活上の行為が広く懲戒処分の対象となれば、裁判所は、自己の意向に沿わない裁判官の職権行使について、同人の私生活上の行為を裁判官としての職権行使と恣意的に結び付け、懲戒権の行使によつて、裁判官の職権行使に事実上干渉することが可能になる。かかる状況は、裁判官の独立を定めた憲法七六条三項に反する。

本件決定は、岡口判事が私生活上の行為として行った本件ツイートの投稿を懲戒処分の対象としており、今後、同様の懲戒処分が一般化されれば、裁判官の独立に対する脅威となりかねないのである。

したがって、本件決定は、憲法七六条三項の点でも問題がある。なお、かつて、いわゆる「ブルーバード」と呼ばれる思想良心に対する統制、すなわち青年法律家協会所属の裁判官が再任拒否その他の不利益取扱いを受けるなどの裁判所による裁判官に対する統制が社会的問題として注目された時期があった。本件決定は、ブルーバードと同様の問題がいまもなお解決されていないことを示していると言える。

5 第三に、本件申立てにおいては本件ツイートが当事者の感情を害したとの主張がされており、争点と

しても、本件ツイートが「品位を辱める行状」に当たるか否かとの整理しかされていなかったところ、それにもかからず、本件決定は戒告処分の理由として、本件ツイートが当事者の訴訟提起が不当であったとの評価を表したものであって、「裁判官に対する国民の信頼を損ね、また裁判の公正を疑わせるもの」との認定をした。

そのため、岡口判事は、本件ツイートをもつて訴訟提起が不当であるとの評価を表したと評価できるか否か、本件ツイートが国民の信頼や裁判の公正を疑わせるか否かについては、一切、弁明の機会を与えられなかった。

したがって、本件決定は、公務員に対する懲戒処分にも類推適用される憲法三二条の適正手続きに関しても違反するものである。

6 第四に、本件決定では、前に述べたとおり、本件ツイートについて、当事者が訴訟提起をしたことが不当であるとの認識を示したものと認定しているが、本件決定をどのように読めば、岡口判事が訴訟提起を不当であるとの認識を示したものと受け止めることができるのか全く説明されていない。また、本件ツイートについて、他にどのような解釈の余地があるのかの検証も全くなされていない。それらに照らせば、本件決定は、一般国民をして、最高裁判所の事実認定の公正に疑いを抱かせるものである。

すなわち、本件決定における前記事実認定こそが「裁判官に対する国民の信頼を損ね、また裁判の公正を疑わせるもの」である。

7

以上述べてきたとおり、本件決定は、理解不能な事実認定を前提としたうえで、憲法三条の適正手続きの要請に反し、岡口判事の表現の自由を不当に侵害するとともに、裁判官の独立をも脅かすものである。

裁判官の権利が奪われ、また、裁判官に対する

統制が強められることは、裁判官を国民の人権を擁護する存在から、国策追従の存在へと変容させるものであり、国民の人権に対する大きな脅威である。

当部会は、本件決定に強く抗議をするとともに、人権擁護の最後の砦としての最高裁判所の役割を取り戻すことを強く求めるものである。

二〇二八年二月一日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会



個人レターの効用を！

～何気ないつぶやきが
リピーター・カンパを
生み出す～

あけましておめでとございませう。

この新年の時期、事務所には各法律事務所の事務所ニュースがいくつも来ていますね。私の所属する名古屋第一法律事務所も弁護士が三〇人もいますので、事務所ニュースを出しています。かなりの労力と費用がかかりますが、これは利用の仕方によっては、みなさんと思う以上に仕事上大いに役立つツールなのです。

事務所ニュースを活用すると何が起こるか……。売上げがぐーんと上がるのです。

私の実践例をご紹介します。入所後、

自分の依頼者・友人知人の名簿を渡して、事務所ニュースを事務所から送ってもらっていました。しかし、弁護士数が多いと毎回自分の記事・話題が掲載されるとは限りません。あるとき、あなたの記事が載っていないね、と言われたことから、個人レターを事務所ニュースに同封することにしました。

個人レターは、A4の表裏に、自分の活動や趣味、読んだ本や、お薦めの飲食店などを写真入りで書いたものです。すると、その発送後、決まって何件かの相談の依頼の電話が来るようになりました。一〇年以上前の依頼者や学生時代の友達から電話が来るのです。また、現依頼者との間でも、個人レターをきっかけに話が弾んだり、思わぬ共通点があることを発見したりします。

九月の東京での常任委員会の時に、「売上げを上げるコツ・ツボ」についてお話をした時に紹介した、なぜ、個人酒店であるお酒が前年比三三〇%となったのか。なぜ、ビールが正価でどんどん売れるのか。なぜ、

布団屋でお米、CD、カップが売れるのか、の答えがそこにあります。

それは何か。お客様との信頼関係です。それが全ての源です。あなただからお客は商品を買うのです。あなただから依頼者はあなたに依頼をするのです。真面目な記事もいいですが、「ネコが好きです」「〇〇のオタクです」との何気ないつぶやきに、人は人間性を見たり、親しみを感じたりするので。もちろん、社会正義の実現に向けてがんばっている姿も、社会的信用を得ることになります。事務所ニュースを出しているところはぜひ、個人レターを活用してみてください。私の依頼者層は、一般市民の方より低所得の方が多いのですが、あるとき個人レターで原発訴訟や後輩支援のカンパをお願いしたら何と一〇〇万円を超えるカンパが寄せられました。

(青法協弁学会合同部会議長 北村 栄)



山口県支部結成のご報告



山口 田畑 元久

二 ○一八年二月二九日に青法協弁学合同部
会山口県支部を結成しましたので報告致し

ます。

山口県内には長らく二ケタの青法協会員がいま
した。僕が登録した頃の県弁護士会の会員が六〇
人台でしたからかなりの比率でしたが、なぜか支
部がありませんでした。

山口県は中小都市が分散し、弁護士会員も青
法協会員も散在し全県的な集まりを持ちにくいこ

とが関係して
いるようです
が、僕も加入
する他の某法
律家団体は支
部があり定期
的に会合を持
っているのだ

すから、宿命とまでは言えませんが。

支 部がないことで、当然、組織的活動ができ
ませんでした。

前知事が「総理足下の県」と公言した県ですか
ら、諸問題が散発し、数年前に岩国市教育委員
会が歴史修正主義の教科書を採用しようとした際
に他団体支部が反対声明を出したような活動が青
法協としてできなかったのは残念でした。

また、修習生時代からの会員が点在会員となっ
てしまい、他団体に加入してない方は交流の場が
ないまま過ごされ、そのまま弁護士業を引退され
たり、世間一般でいう「青年」でなくなったからと
言って退会される方もいて、大変に残念に思っ
ていました。

さらに、修習生会員が実務修習で配属された際
に支部として歓迎して励ますことができず、ひい

ては修習生会員の拡大を支援できなかったような
気がします。

そんな忸怩たる思いに悶々としつつも、会務、
業務などに忙殺され、手を打てずにいたところ、
近年、新しい仲間を次々に迎えることができまし
た。せっかく青法協に加入してくれたのに、青法
協の活動が何もなくては申し訳ない、新しい仲間
に失礼だ、と思いました。

青 法協支部ができなかったもう一つの要因は、
本庁所在地の山口市や最大都市の下関市

所在の頑張る会員が、会務や弁護士団や他団体の活
動に忙殺され、青法協に手が回らなかったことに
もあると思われ、僕みたいに周辺部(旧乙号支部
の周南支部)に居てボーっと生きてる会員が、新
しい仲間を迎えたのを機に改心して行動を起こさ
ないとだめだと思いました。

その思いを、古くからの仲間も含めて問題提起
したところ、皆、快く応じてくれ、支部結成に漕
ぎつけました。

支部ができれば自動的に活動が活発になるわ
けではありません。「ボーっと生きてんじゃねえ
よ!」のお叱りに目を覚ますこともあるでしょう。
全国の小規模支部の活動や、隣県の広島県・福岡
県での先進的な活動にも学ばせて戴きながら、山口
県でも青法協の旗を掲げていきたいと思えます。

人権問題とロースクール生

東京 福井 俊之

第1 はじめに

私は、東京都内でロースクール生数が最多(?)の某ロースクールに、未修者として三年間通っていました。

本稿では、私が某ロースクールに所属していた間のロースクール生の実情や雰囲気などをもとに、一般的なロースクール生が人権問題や社会問題など(以下、「人権問題等」といいます)について、どのように考え、感じているのか、そして今後、民主的な弁護士がどのようにロースクール生等と接していけばいいのかという点をお伝えできればと思います。

第2 ロースクール生について

(1) 実情・雰囲気

ロースクール生の多くは、当然のことながら、司法試験に合格することを目標として、ロースクールに通っています。

司法試験に合格するためには、抽象的ですが、司法試験合格を見据えて、量と質を確保した学習を重ねることが重要な言うまでもありません。ご承知のとおり、司法試験は、受験そして合格まで長い年月(ロースクール入学時を起点とすれば、合格するまで少なくとも二年半)を要するため、学生時代の期末試験のように、身体に鞭打って徹夜で勉強するなど、一朝一夕で対応できるものではありません(みなさんがこのような勉強方法をされていたかどうかは別として……)。

長期的なプランを持ち、コンスタントに学習を重ねていく他ないと思います。そのため、

長期間の学習を続けるための体力や自分の集中力を把握して一日の勉強時間を調整し、体調管理のために相応の睡眠時間を確保するなどの配慮をする必要があります。司法試験のために活用できる時間(量)は自ずと限られてきます。

あくまでも個人的な印象ですが、その限られた時間の中で、司法試験受験ないし合格のために必要ではないものには、可能な限り時間を割かないようにしようという発想になりがちです。また、意識的あるいは無意識的に自身の関心分野を広げようとすることに消極的になります。

その結果、ロースクール生の関心の中心は、必然的に、司法試験受験・合格に向けた学習、その情報収集・共有、学習の愚痴、(少しの)息抜きの方法などに収斂されていきます。

(2) 人権問題等について

ロースクール生の関心の中心が前記の点に収斂され、その他の問題については時間を割こうとしない、あるいは関心を持つとうとしない傾向がみられますが、このことは、人権問題等についても、同様なことがいえます。

私の経験上、ロースクール生活中に、人権問題等がロースクール生同士の会話の話題に

ロースクールの実情と 法曹養成

司法試験合格に不利に働くこととなります。そこで、人権問題等のような他のロースクール生が取り上げない話題をあげることを控え、他のロースクール生から「浮かない」ように、自己主張を控え、周りとの調整や調和を図ろうとしているような印象を受けました。つまり、ロースクールには、人

あがることは、ほとんどありませんでした。人権問題等に関することが話題にあがったとしても、あるいは、あげたとしても、その話題が掘り下げられることはありません。「そんなことに興味をもてられない」「そんなことを話題にしている暇はない」といった感じでし

ようか。また、それ以上に、ロースクール生が人権問題等を話題にあげることを選んでいるような印象もありました。「こんなことに関心をもっていると思われる人だと思われるくない」というような感じでし

ようか。極めて限定的で狭いコミュニティで構築されたロースクールでは、人間関係が重要になります。現行の司法試験合格のためには、情報も重要になってきますので、他のロースクール生から嫌われ、煙たがれて情報を得られなくなると

人権問題等を議論する土壌がありません。このようなロースクールの環境で人権問題等に関心を持つ法曹が養成されにくいことは明らかです。

第3 今後について

私のロースクール生活を前提に推察していますので、少し極端なロースクール生像やロースクールの現状であつたかもしれませんが、このロースクールでも問題の本質は同じようなものだと思います。

この問題を改善するためには、今後、人権問題等を語れる雰囲気やロースクール内に作らなければならないと思います。そのためには、少なくとも、人権問題等に関心ある層ないし拒否感を示さない層(以下、「本件層」といいます)を増やす必要があります。我々弁護士は、ロースクール生だけでなく、弁護士を目指している大学生へもアプローチしていく必要があると思います。青法協法科大学院生部会も重要ですが、ロースクール内で人権問題等を話題にできない状況であることから、法科大学院生部会だけではなく急激に本件層を増やすことは難しいでしょう。そのため、大学生時代からその土壌を作っておくべきではないかと思

います。人権問題等に関心をもった大学生が弁護士を目指そうと思ってくれるよう、我々青法協会員の弁護士が積極的に大学生と交流を持ち、大学生が参加できる企画を開催するなどの努力をしていかなければならないと思います。

そうしなければ、青法協だけでなく民主的な法曹団体は、近い将来、存続の危機に直面するのではないでしょう

か。私が知る限り、現在、組織的に司法修習生やロースクール生そして大学生と交流している民主的な法曹団体は、青法協(修習生委員会)のみです。青法協が、民主的な弁護士数維持・増加の命運を握っているといっても過言ではありません。

青法協(修習生委員会)に課せられたこの大きな役割を自覚した上で、今後とも民主的な弁護士拡大、青法協拡大のために青法協会員として精進して参ります。共にがんばりましょう。

岐阜で会いましょう

青法協弁学会合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会を行います。特に七二期の新人は初めての常任委員会となるため、お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

■ 日 時 二〇一九年三月一日(金) 一三時～二二時(土) 一二時(予定)

■ 場 所 岐阜市内

■ 特別講演 「改めて問う天皇制とは——二〇一九年天皇代替わりを前に」

講師：森 英樹さん(名古屋大学名誉教授・日本民主法律家協会前理事長)

■ 特別企画 「ここまでやれば無罪判決が取れる——季刊刑事弁護で最優秀新人賞を取った事件を語る」

講師：川口 創会員

■ 地元企画 三月一日(金) 一七時～一八時

「NTTマーケティングアクト雇止め事件」 報告：田島朋美会員

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学会合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

今後の日程

【常任委員会】

*第4回

2019年 3月 1日(金)～ 2日(土)
岐 阜

【第50回定時総会】

2019年 6月22日(土)～23日(日)
北海道

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

2月20日(水) 10時～ 青法協本部

【修習生委員会】

2月15日(金) 10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

2月25日(月) 18時～ 青法協本部

編集後記

▼お料理教室に通い始めた。煮込みハンバーグから始まり、シフォンケーキに野菜パンなどをつくっていく。▼驚いたの

はパンが膨らむしくみだ。いわゆる「ふくらし粉」によつて膨らむものと単純に考えていたが、そうではない。小麦粉に含まれる二種類のタンパク質に水と物理的な力を加えることによつて弾力と粘着力を持つ網目構造のグルテンがつくられ、これを酵母(イースト)の発生させた炭酸ガスが膨らませるのだという。何という天然の化学反応であろうか。そのため、小麦粉の成分、水の量、加える力と時間、酵母の種類と量、温度などの加減で、様々な種類のおいしいパンがつけられるのだ。腕が痛くなるほどパン生地をこね回すことにはちゃんと理由があったのだ。▼焼きたてのパンを、その場でガツガツ食べながら、地球上の様々な民族、文化、宗教なども、適当に交流し合い、時間をかけてこね回すことで、素敵な人類に進化していかないと夢想した。

(町田正裕)